

津軽保健生活協同組合 健生五所川原診療所 (介護予防) 訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 健生五所川原診療所が行う指定(介護予防)訪問リハビリテーションの事業は、その利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする

- (1) 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び(介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (2) 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状態、病歴及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に認知症の状態にある要支援者などに対し、必要に応じその特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- (3) 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように説明を行う。
- (4) それぞれの利用者について、リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに記録するとともに、医師に報告する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津軽保健生活協同組合 健生五所川原診療所
- (2) 所在地 青森県五所川原市字一ツ谷508番地7

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 作業療法士 1名 工藤 賜瑞子
管理者は、この事業所の指定(介護予防)訪問リハビリテーション従業者の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 指定訪問リハビリテーション従業者
理学療法士 1名(常勤職員・通所リハビリテーション兼務)
作業療法士 5名(常勤職員・通所リハビリテーション兼務)
言語聴覚士 1名(非常勤職員・通所リハビリテーション兼務)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、5月1日(メーデー)8月1日(創立記念日)、8月13日~14日(お盆休み)、12月30日~1月3日(年末年始休み)は除く
- (2) 営業時間 9時00分~16時30分までとする。
但し、土曜日は9時00分~12時00分とする。

(指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容は、次の通りとする。

- (1) 医師の診察に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえての当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画を立てる。
- (2) リハビリテーション計画の目標及び内容について、利用者又はその家族に対してその内容などについて説明し、交付する。

- (3) リハビリテーション計画に沿ったサービスの実施状況およびその評価を診療記録に記載する。
- (4) 内容は歩行訓練、筋力強化訓練、バランス訓練、日常生活動作訓練等を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定(介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は厚生大臣の定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。省令で定める特別の事情(災害等)により、サービス費用の1割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9割超10割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げる。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の実施区域は、五所川原市・鶴田町・つがる市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用申込者に対し自ら適切な指定(介護予防)訪問リハビリテーションを提供することが困難と認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問リハビリテーション等の紹介、その他の措置を速やかに講ずる。

(その他運営についての重要事項)

第10条 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を設けるものとする。

- 1、(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 3、従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 4、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 5、この規程に定めるもののほか、この事業者の運営に関する重要事項は津軽保健生活協同組合と健生五所川原診療所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成27年6月1日から施行する。
- この規定は、平成28年4月1日から改定施行する。
- この規定は、平成29年4月1日から改定施行する。
- この規定は、平成30年4月1日から改定施行する。
- この規定は、平成31年4月1日から改定施行する。
- この規定は、令和2年4月1日から改定施行する。
- この規定は、令和4年5月1日から改定施行する。